

公定価格の仕組みについて

平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について

1 . 背景・目的

子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

「ニッポン一億総活躍プラン」(28年6月閣議決定)

適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行う。

2 . 調査対象等

調査対象：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の計21,000件

調査時点：29年3月時点（収支は、28年度決算）

調査時期：7月末に調査開始、8月末回答〳切

調査方法：施設の所在地・規模を考慮して、無作為抽出

3 . 調査内容

概要（29年3月時点） 設置主体、児童数、事業の実施状況等

収支の状況（28年度） 公定価格における年間収支差

職員の給与（29年3月分） 職種別の勤続年数、支給額

職員の配置（29年3月時点） 職種別の配置状況

（ ） 回答者の事務負担等を考慮して、可能な限り、調査項目を精査・簡素化。貸借対照表は調査対象外。

H24幼稚園・保育所等の経営実態調査は、新制度前であり、単純比較できない。

幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について（調査期日）

	27年度 〔子ども・子育て支援新制度施行〕	28年度 〔施行後2年目〕	29年度 〔施行後3年目〕
収支の状況		決算 (29年度初に確定)	調査・集計
職員の給与		3月分+賞与・一時金	調査・集計
職員の配置		3月時点	
備考	学校法人会計基準改正 (知事所轄学校法人は28年度)	社会福祉法・会計基準改正	

幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 調査内容（収支の状況）

収支差の算定に当たっては、教育・保育の本体に着目し、事業活動収入とサービス活動との差額を比較。

【収益項目の例（保育所）】

事業活動収入	1 保育事業収益
	(1) 施設型給付費収益（特例施設型給付費収益を含む）
	ア 施設型給付費収益
	イ 利用者負担金収益
	(2) 委託費収益
	(3) 利用者等利用料収益
	(4) 私的契約利用料収益
	(5) その他の事業収益（補助金収入・受託事業収入）
	ア 利用者支援事業
	イ 延長保育事業
	ウ 放課後児童健全育成推進事業
	エ 地域子育て支援拠点事業
	オ 一時預かり事業
	カ 病児保育事業
	キ 保育体制強化事業
	ク 地方単独事業に係る補助事業
	ケ その他補助金
	2 児童福祉事業収益
	3 経常経費寄附金収益
	4 その他の収益（1～3に該当しないもの）
	事業活動外増減による収益
	うち、借入金利息補助金収入
	特別増減による収益

【費用項目の例（保育所）】

サービス活動増減の部	社会福祉法人
	1 人件費
	うち 役員報酬
	うち 退職給付費用
	うち 派遣職員費
	2 事業費（ア～クの合計）
	ア 給食費
	イ 保健衛生費
	ウ 保育材料費
	エ 水道光熱費
	オ 燃料費
	カ 消耗器具備品費
	キ 賃借料
	ク その他の経費
	3 事務費（ア～ソの合計）
	ア 福利厚生費
	イ 旅費交通費
	ウ 研修研究費
	エ 事務消耗品費
	オ 印刷製本費
	カ 水道光熱費
	キ 燃料費
	ク 修繕費
	ケ 通信運搬費
	コ 業務委託費
給食委託費	
その他の委託費（～に該当しないもの）	
サ 保険料	
シ 賃借料	
ス 土地・建物賃借料	
土地賃借料	
建物賃借料	
セ 租税公課	
ソ その他の経費	
4 減価償却費	
5 国庫補助金等特別積立金取崩額	
6 徴収不能額	
7 徴収不能引当金繰入	
8 その他の費用（1～7に該当しないもの）	
サービス活動費用計（1～8の合計）	
サービス活動外増減による費用	
うち、支払利息	
特別増減による費用	

教育活動支出	学校法人
	1 人件費
	うち 役員報酬
	うち 退職給与引当金繰入額・退職金
	2 管理経費（ア～セの合計）
	ア 福利費
	イ 旅費交通費
	ウ 諸会費
	エ 消耗品費
	オ 印刷製本費
	カ 光熱水費
	キ 車輛燃料費
	ク 修繕費
	ケ 通信運搬費
	コ 報酬・委託・手数料
	派遣委託費
	給食委託費
	その他の業務委託費
	業務委託費以外のもの
	サ 損害保険料
	シ 賃借料
	ス 公租公課
	セ その他経費（ア～スに該当しないもの）
	3 教育研究経費（ア～カの合計）
	ア 消耗品費
給食費	
保健衛生費	
保育材料費	
その他（～に該当しないもの）	
イ 光熱水費	
ウ 車輛燃料費	
エ 減価償却額	
オ 賃借料	
カ その他の経費（ア～オに該当しないもの）	
4 徴収不能引当金繰入額（又は徴収不能額）	
教育活動外支出	
うち 借入金等利息	
特別支出	
うち 資産処分差額	

売上原価	企業
	1 人件費
	うち 役員報酬
	うち 退職金又は退職共済掛金
	2 経費（事務費に係るもの）（ア～セの合計）
	ア 福利厚生費
	イ 旅費交通費
	ウ 研修費
	エ 消耗品費
	オ 印刷製本費
	カ 光熱水費
	キ 車輛費
	ク 修繕費
	ケ 通信運搬費
	コ 委託費
	派遣委託費
	給食委託費
	その他の委託費（～に該当しないもの）
	サ 保険料
	シ 賃借料
	土地
	建物及び建物付属設備
	設備器械
	その他の賃借料（～に該当しないもの）
	ス 租税公課
セ その他の経費（ア～スに該当しないもの）	
3 経費（事業費に係るもの）（ア～オの合計）	
ア 消耗品費	
給食費	
保健衛生費	
保育材料費	
その他（～に該当しないもの）	
イ 光熱水費	
ウ 車輛費	
エ 賃借料	
オ その他の経費（ア～エに該当しないもの）	
4 減価償却費	
5 その他の売上原価（1～4に該当しないもの）	
売上原価計（1～5の合計）	
本部経費配賦額（事業所において負担している本部経費）	
営業外費用	
1 支払利息	
2 徴収不能額	
3 その他の営業外費用（1、2に該当しないもの）	
特別損失	
法人税、住民税及び事業税	

幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 調査内容（職員給与・職員配置の状況）

給与は、月額給与と賞与を調査し、「月額給与（手当含む）＋賞与の1/12」により集計。

職員配置は、公定価格上の基準と実際の配置を比較。

【給与の例（保育所）】

職 種	平成29年3月分			平成28年度決算期																
	施設全体の 実人数	平均勤続 年数 (小数点 1位まで)	給与 (基本給+手当)	賞与・一時金																
				賞与・一時金																
人	年	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円														
1 施設長		.																		
2 主任保育士		.																		
3 保育士		.																		
4 保育補助者（資格を有していない者）		.																		
5 調理員		.																		
6 栄養士（5に含まれる者を除く）		.																		
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師		.																		
8 うち、保育業務従事者		.																		
9 事務職員		.																		
10 その他		.																		

【職員配置の例（保育所）】

職員配置 (平成29年3月末日現在)	公定価格基準		地方単独補助 (基準)		実際の配置	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	(小数点1位まで)	(小数点1位まで)	(小数点1位まで)	(小数点1位まで)	(小数点1位まで)	(小数点1位まで)
1 施設長	.	人	.	人	.	人
2 主任保育士	.	人	.	人	.	人
3 保育士	.	人	.	人	.	人
4 保育補助者（資格を有していない者）	.	人	.	人	.	人
5 調理員	.	人	.	人	.	人
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	.	人	.	人	.	人
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	.	人	.	人	.	人
8 うち、保育業務従事者	.	人	.	人	.	人
9 事務職員	.	人	.	人	.	人
10 その他	.	人	.	人	.	人
合 計	.	人	.	人	.	人

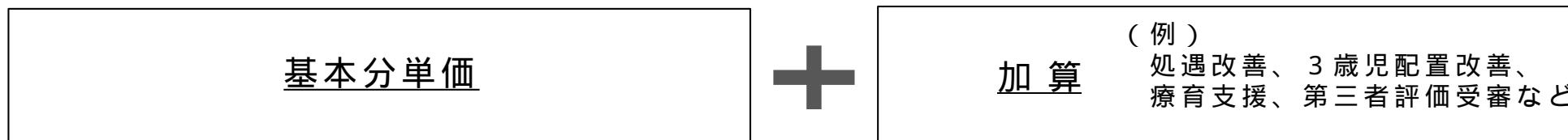
常 勤：施設で定めた所定労働時間の全てを勤務する者。1日6時間以上月20日以上勤務する非常勤職員を含む。

非常勤：常勤職員以外の従事者。

公定価格基準の黒塗り部分：回答者に対し、負担軽減のため、記入を求めている事項

公定価格について（基本分単価と加算）

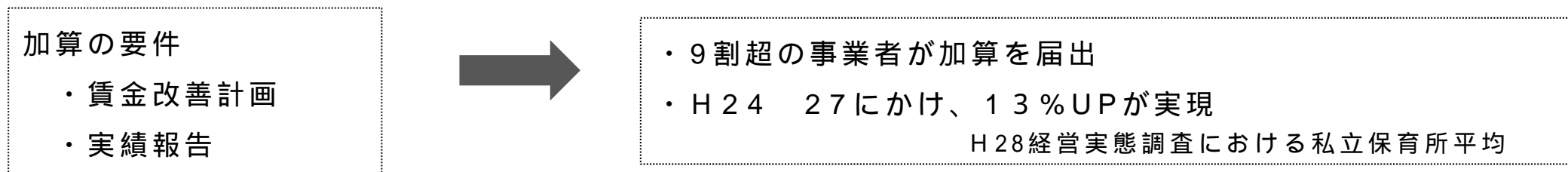
公定価格は、子ども1人当たり単価として設定されており、「1～3号の子どもの区分」、「定員数」、「年齢」、「施設の所在地（地域区分）」を勘案し、人件費、事業費、管理費などが、各々どの程度必要かを評価している。



基本分単価は、1～3号の別に設定。幼稚園の1号単価、保育所の2・3号単価、認定こども園は1号部分と2・3号部分とを分けて計算したものを合算している。

単価に含まれる内容は、制度的違い等から、1号、2号、3号で若干異なるが、基本的に同水準。

「処遇改善等加算」は、職員の平均勤続年数（基礎分）、賃金改善等の取組（賃金改善要件分）に応じ加算。賃金改善要件分は、実際に職員給与が5%改善されていることが必要となっている。



参考：公定価格について（加算・調整）

1号（幼稚園）と2・3号（保育所）の加算・調整は以下のとおり。

	1号（幼稚園）	2・3号（保育所）
加算（主に人件費）	<ul style="list-style-type: none"> ・副園長・教頭配置加算 ・<u>3歳児配置改善加算（20：1 15：1）</u> ・満3歳児対応加配加算（6：1） ・チーム保育加配加算 ・指導充実加配加算 ・事務負担対応加配加算 ・主幹教諭等専任加算 ・子育て支援活動費加算 ・療育支援加算 ・通園送迎加算 ・給食実施加算 ・栄養管理加算 ・<u>処遇改善等加算（基礎分+賃金改善要件分（5%））</u> ・処遇改善等加算（月4万円・5千円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・所長設置加算 ・<u>3歳児配置改善加算（20：1 15：1）</u> ・チーム保育推進加算 ・事務職員雇上費加算 ・入所児童処遇特別加算 ・主任保育士専任加算 ・療育支援加算 ・栄養管理加算 ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・<u>処遇改善等加算（基礎分+賃金改善要件分（5%））</u> ・処遇改善等加算（月4万円・5千円）
加算（主に管理費）	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校接続加算 ・施設機能強化推進費加算 ・外部監査費加算 ・第三者評価受審加算 ・施設関係者評価加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校接続加算 ・施設機能強化推進費加算 ・第三者評価受審加算 ・減価償却費加算 ・賃借料加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算
調整	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢別配置基準を下回る場合 ・定員を恒常的に超過する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・分園の場合 ・常態的に土曜日閉所する場合 ・定員を恒常的に超過する場合

1 下線は、0.7兆円メニュー（処遇改善等加算の賃金改善要件分5%のうち2%は0.3兆円超メニューで実施）

2 なお、認定こども園・地域型保育事業所については、施設の特性によって、これと多少異なる

公定価格について（定員数別）

固定費、変動費に係る経費構造を考慮して、定員数の規模別に、基本分単価が設定される。

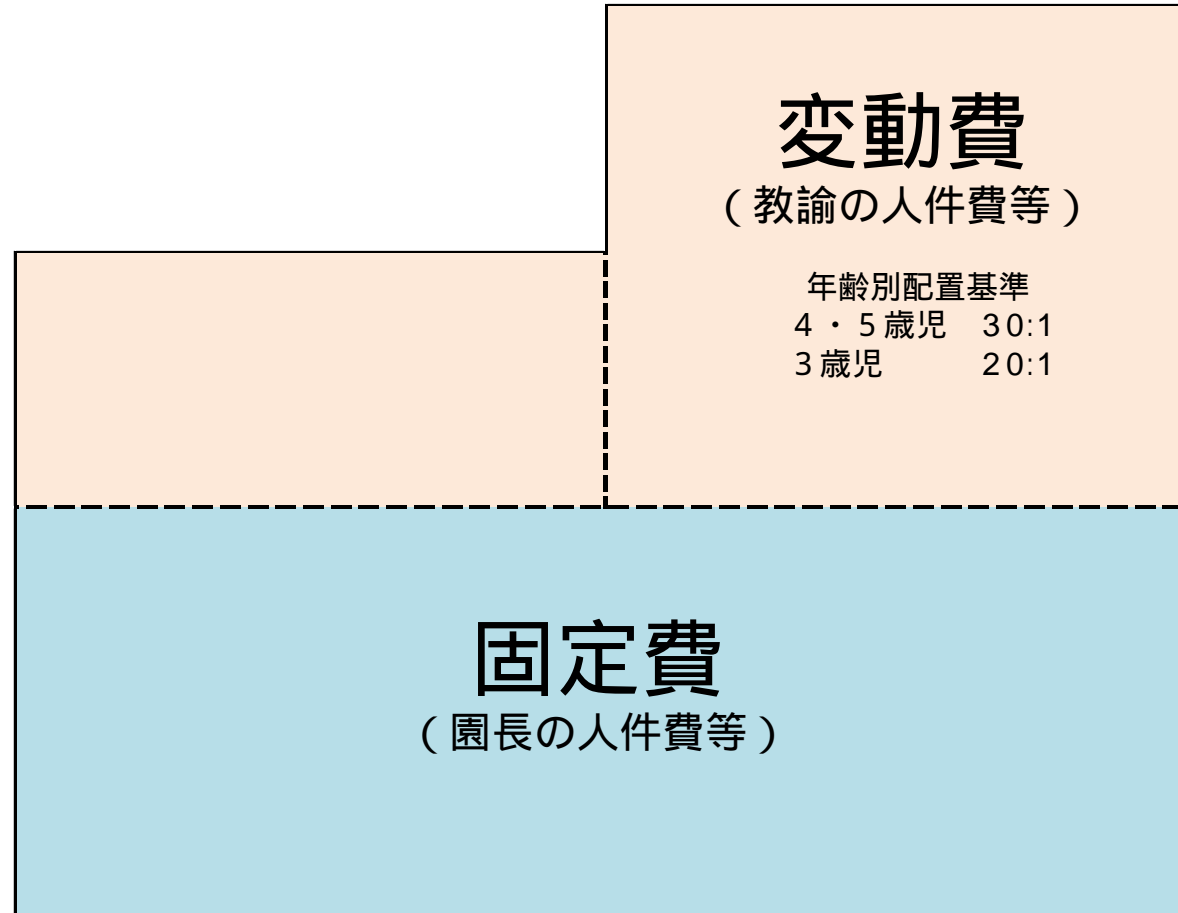
イメージ（幼稚園の例）

小規模施設

定員60人：4歳以上児40人、3歳児20人

大規模施設

定員300人：4歳以上児200人、3歳児100人



子ども1人あたり基本分単価
(その他地域)

約4万円/月

約2万円/月

公定価格について（基本分単価に含まれる費用）

1号と2・3号の基本分単価は、各施設の制度を踏まえて一部異なるが、基本的に同水準。

(1号)

(2号・3号)

区 分		内 容
事務費	人件費	(1)常勤職員給与 本俸、教職調整額 諸手当 社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 学校医、学校歯科医、学校薬剤師手当 非常勤職員雇上費（講師、事務職員） 年休代替要員費
	管理費	< 職員の数に比例して積算 > 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 < 子どもの数に比例して積算 > 保健衛生費、減価償却費 < 1施設当たりの費用として積算 > 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		< 生活諸費 > 一般生活費（保育材料費等）

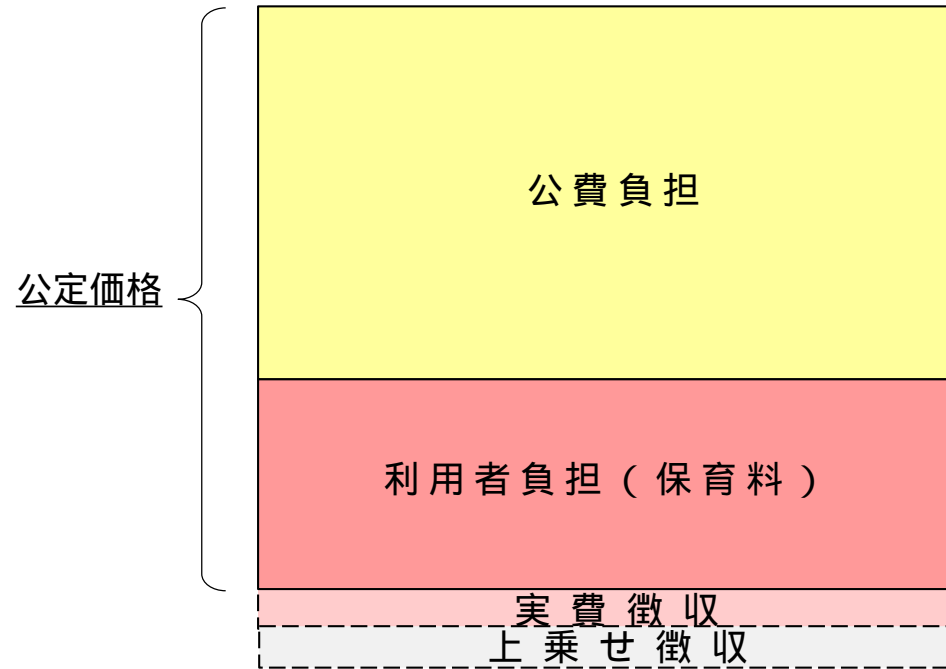
区 分		内 容
事務費	人件費	(1)常勤職員給与 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 諸手当 社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 嘱託医、嘱託歯科医手当 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） 年休代替要員費 研修代替要員費
	管理費	< 職員の数に比例して積算 > 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 < 子どもの数に比例して積算 > 保健衛生費 < 1施設当たりの費用として積算 > 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		< 生活諸費 > 一般生活費（ ）（給食材料費（3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費）、保育材料費等） （ ）3歳以上児：6,856円、3歳未満児：10,127円

- ・園 長 1人
- ・教 諭
(配置基準)
3 歳 児 20 : 1
*質の改善事項における配置基準の改善(15 : 1)については、実施している場合の加算として実施
4 歳以上児 30 : 1
- ・教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定
- ・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)
- ・また、非常勤講師を1人加配(利用定員35人以下及び121人以上)
- ・事務職員 1人
*このほか、非常勤事務職員を1人加配(利用定員91人以上)
*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

- ・保 育 士
(配置基準)
乳 児 3 : 1
1、2歳児 6 : 1
3 歳 児 20 : 1
*質の改善事項における配置基準の改善(15 : 1)については、実施している場合の加算として実施
4 歳以上児 30 : 1
- ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記の他、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)
- ・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士(3時間)1人を加配
- ・調 理 員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))
- ・事務職員 1人(非常勤)

公定価格について（利用者負担との関係）

財政構造



保育料の他、実費徴収（食事提供費用、日用品・文房具等の購入費用等。要事前説明・口頭同意）がある。また、上乗せ徴収（質向上の費用。要事前説明・文書同意）が可能。

実費徴収については、生活保護世帯・ひとり親世帯等を対象に補足給付事業を実施。

- ・食材料費 4,500円（副食費・1号を対象）
- ・教材費・行事費等 2,500円（1～3号を対象）

平成29年度における幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者負担（月額）

教育標準時間認定の子ども
(1号)

階層区分	利用者負担
生活保護世帯	0円
市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 (0円)
市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	14,100円 (3,000円)
市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円
市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

保育認定の子ども

(2号：満3歳以上)

(3号：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 (6,000円)	16,300円 (6,000円)	19,500円 (9,000円)	19,300円 (9,000円)
所得割課税額 57,700円未満(77,101円未 満) (～約360万円)	27,000円 (6,000円)	26,600円 (6,000円)	30,000円 (9,000円)	29,600円 (9,000円)
97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

- ()書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
- 給付単価を限度とする。
- 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。